

県下における高齢者割合と普通調整交付金割合の変化

普通調整交付金は、市町村間の保険料基準の格差を是正するために、①②により普通調整交付金が交付されます。

①後期高齢者加入割合（要介護リスクが高い75歳以上の被保険者が第1号被保険者総数に占める割合）

②所得段階別の第1号被保険者の分布状況

②の所得段階については、第1号被保険者の多くが年金収入者であることから、宍粟市においては、この点については年度が経過しても大きく変化しないものと考えています。

①後期高齢者加入割合（要介護リスクが高い75歳以上の被保険者が第1号被保険者総数に占める割合）の変化をみると、兵庫県平均では令和5年度にかけて、その割合が右肩あがりとなり、55%を超える結果となっています。しかし、宍粟市では、平成28年度から令和5年度にかけて、令和3年度で前期高齢者と後期高齢者の割合が均衡となるものの、この期間においては後期高齢者の加入割合の方が高い状況が続いております。

グラフの見方

- 第1号被保険者数における前期高齢者の割合
- // 後期高齢者の割合
- 普通調整交付金交付割合

※平成28年度から令和元年度の数は実績値
令和3年度から令和5年度は推計値
令和2年度は実績が出ていないので未計上

神戸市、姫路市、川西市、相生市、たつの市においては、年々後期高齢者の割合が増加傾向にあります。これは、ベッドタウン化した地域において高齢化が進み、後期高齢者となった結果となっています。

宍粟市と同様に、佐用町、養父市、朝来市においては、平成28年度から令和5年度にかけては後期高齢者の割合が高いまま推移する結果となっています。

このことから、宍粟市の調整交付金割合が減少する要因として、各市町村の後期高齢者割合のバランスが変化したことによるものと考察されます。





